

2021年12月号 FP武蔵野グループ



渡辺公雄
CFP、社会保険労務士

20歳になったら、すぐ国民年金の猶予手続きをしよう！

もう、年の暮れですね。コロナが落ち着いているのが、昨年との違いです。今年は、遠慮なく、帰省できそうです。

さて、今回は国民年金保険料の猶予手続きについてです。

大学生等の場合、保険料を払わずに、猶予することができます。また、大学生等ではなくても、50歳未満なら所得によっては猶予することができます。この場合、同居の家族の所得要件は不要です（配偶者を除く）。

20歳になったときは、すぐにこの猶予手続き（もしくは保険料支払い）をしてください。

若い方にとって、老齢年金なんて、ピンとこない話だと思います。だから、「まだ払わなくても良いでしょ！」と思っていると、まずいことになるかもしれませんよ。

年金制度の給付として、「障害年金」があります。あまり知られていないのですが、20歳になって猶予手続きを怠っていると障害年金が受給できない場合があります。

例えば、20歳になった翌々月に交通事故に遭って障害が残ったとします。この事故の前日までに、猶予手続き（もしくは保険料納付）が必要です。この手続きをしていないと、障害年金の受給要件がないという結果になります。たった1ヶ月ちよつとのことなのです。

実際にこの運の悪い（20歳過ぎの）時期に事故や病気で医療機関を受診する方がいらっしゃいます。

ちなみに、この猶予手続きをした場合、あとで支払うことが可能です。10年前までの分を支払うことができます（追納と言います）。これも支払わなかったとしても法的に問題はありません（もちろん、老齢基礎年金の支給額には影響します）。

20歳になったら、すぐに国民年金の猶予手続きをしてください！親がきちんと指導するか、親が直接手続きするようにしてくださいね。

-以上-